

# エコアクション21

# 環境経営レポート

令和4年度（1月1日～12月31日）

特定行政書士

牛島総合事務所



作成年月日：令和5年3月10日

## 目次

1. 組織の概要	1
2. 環境経営方針	2
3. 環境経営目標及び環境経営実績	3
4. 環境経営計画及びその取組結果と評価、次年度の取組内容	6
5. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反・訴訟等の有無	8
6. 代表者による全体評価と見直し・指示	9

## 1. 組織の概要

(1) 事業所名 特定行政書士 牛島総合事務所 代表 牛島 信吾

(2) 所在地 福岡県福岡市博多区東公園2番20号

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 富永 基介

担当者氏名 上野 美紀

連絡先：特定行政書士 牛島総合事務所

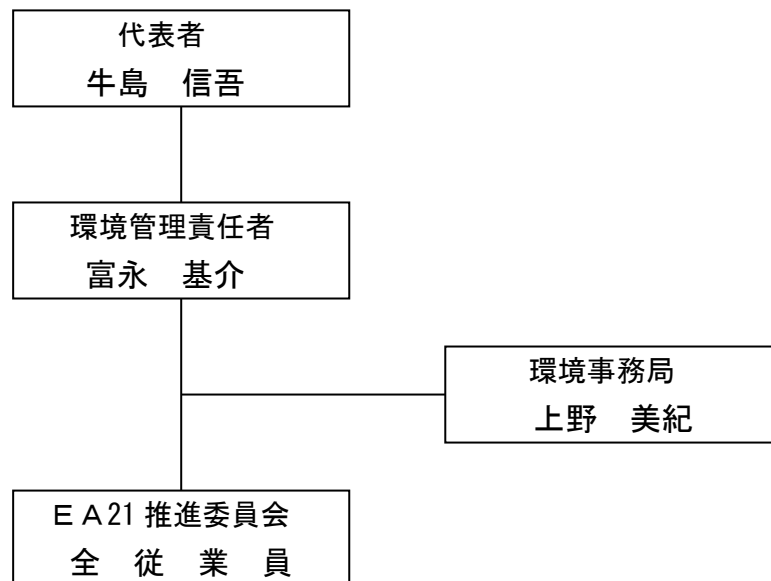
TEL 092-642-8550 FAX 092-642-8551

E-mail tominaga@gyu-sou.com URL <http://www.gyu-sou.com>

(4) 事業範囲（認証・登録の対象範囲：全組織・全活動）

事業概要（許認可申請支援業務、行政手続支援業務、環境関連サービス支援業務）

(5) 体制表（組織図）



(6) 事業の規模

●事業年度 1月 ~ 12月

事業規模	単位	令和2年	令和3年	令和4年
業務取扱件数	件	312	383	391
従業員総数	人	6	6	6
床面積	m <sup>2</sup>	52.8	52.8	52.8

## 2. 環境経営方針

# 環 境 経 営 方 針

### 【環境経営理念】

牛島総合事務所は3つの環境経営方針に基づき社会に貢献していきます。

1. 許認可申請業務（廃棄物処理業等）を通し、廃棄物の資源化、環境保全化、法令遵守に向けた顧客の取組に対して継続的に経営支援を行います。
2. 環境経営目標及び環境経営計画を策定し自主的、積極的に環境負荷低減の取組を推進します。
3. サーキュラー・エコノミー（循環経済）社会の形成に貢献することを社会的使命として取組めます。

### 【環境経営基本方針】

1. 環境関連に関する法令を遵守します
2. 環境負荷削減の具体的な目標を定め、経営計画の策定及び推進を定期的に評価・見直し、環境経営の継続的改善に努めます
3. 具体的な重点的取組み事項
  - （1）節電、燃料使用量削減による二酸化炭素排出量削減に取り組めます
  - （2）廃棄物排出量の削減及びリサイクル推進に取り組めます
  - （3）水使用量の削減（節水）に努めます
  - （4）グリーン購入に努めます
  - （5）顧客の環境経営への取組のサポート及びサービスを提供します
  - （6）環境への取組みを環境経営レポートとして公表します

環境経営方針を全従業員へ周知徹底し、一人一人の環境に対する意識向上に努めます。

制定日 平成 25 年 8 月 28 日

改定日 令和 3 年 2 月 6 日

改定日 令和 4 年 3 月 7 日

特定行政書士 牛島総合事務所

代表 牛島 信吾

### 3. 環境経営目標及び環境経営実績

(1) 令和4年度の環境目標は下記の表の通りです。

環境経営目標(令和4年度)

項目	単位	基準値	目標値		
		令和3年実績値	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	5,208	5,208 以下	5,104 以下 (2%削減)	5,051 以下 (3%削減)
① 電気使用量削減	kWh	1,824	1,824	1,787	1,769
② 車両の燃料使用量削減	L	1,865	1,865	1,828	1,809
2. 廃棄物排出量の削減					
① 一般廃棄物排出量削減	kg	184	165	147	129
3. 水使用量の削減	m <sup>3</sup>	把握不可	共同使用のため把握が出来ませんが、節水活動には積極的に取組みます。		
4. 化学物質使用量の削減		取扱いなし			
5. グリーン購入の推進	購入割合	90%	90%	90%	90%
6. サービス提供業務における環境配慮		10件	10件	10件	10件

EA21 取組から5年の平均実績値を基に環境基準値の設定を行いました。①平成30年8月の入居ビル空調設備工事に伴う大幅な電気使用量の減少 ②営業活動手法の変化※に伴う燃料使用量減少を鑑みて環境基準値の再設定を行いました。

(1) 電気使用量基準値：5年の平均実績2,498kWhから空調設備工事を要因とする減少864kWhを除いて再設定

(2) 燃料使用量基準値：5年の平均実績2,803ℓから営業活動手法の変化に伴う燃料使用量減570ℓを除いて再設定

※営業活動手法の変化①効率的移動による営業活動→①+②公共交通機関の利用→①②+③メール、FAX、TEL等の活用。

※(1)(2)→コロナ禍での社会・環境変化の現実を最も反映した令和3年度の実績を基準値に再設定しました。

(3) 一般廃棄物は、令和3年実績を基準値に90%設定しました。

(注) 電力の二酸化炭素排出係数は、0.483 kg-CO<sub>2</sub>/kwh(平成28年度九州電力 調整後排出係数)を用いて算定しました。

(注) 一般廃棄物排出量は事業系廃棄物として排出したものであり、(段ボール等の)再資源化する廃棄物は除いています。

(注) 令和5年度のグリーン購入目標値は、90%の維持を設定しています。※(基準値での購入率が90%のため)

(注) 令和5年度の顧客サービスにおける環境配慮の目標値は、令和4年度の目標値を再度設定しました。

## (2) 環境経営目標の実績

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの環境目標の実績は、下表の通りです。

### 取組期間の環境目標と実績・評価（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

項目	単位	基準年実績	目標	実績	達成状況
		令和3年実績値	令和4年1/1～令和4年12/31		達成○・未達×
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	5,208	5,208	4,554	○
① 電気使用量削減	kWh	1,824	1,824	1,812	○
② 車両の燃料使用量削減	L	1,865	1,865	1,586	○
2. 廃棄物排出量の削減					
① 一般廃棄物排出量削減	kg	184	165	101.2	○
3. 水使用量の削減	m <sup>3</sup>				
4. 化学物質使用量の削減					
5. グリーン購入の推進	購入割合	90%	90%	93%	○
6. サービス提供業務における環境配慮		10件	10件	5件	×

### 【運用結果の評価】

#### 1. 二酸化炭素排出量は、目標に対し削減率 12.5%（電気0.6%、燃料14.9%）

二酸化炭素排出量は目標に対して12.5%削減です。

令和3年度実績を基準値とした初年度でした。電気使用量は0.6%削減となりました。社会的要因（コロナ禍による窓やドアの開放等）への継続対応の中で電気使用量削減に向けた取組を実施したうえでの結果です。次年度に向けても、削減への取組に対し日々のチェックを怠らず活動したいと思います。

燃料使用量は14.9%の削減となりました。効率的な移動を踏まえた車両使用の営業活動が中心でしたが、公共交通機関の利用に引き続き、メール・FAX・電話の活用による営業活動手法への変更が要因と考えます。次年度も、訪問重視型の活動からメール・FAX・電話活用を中心に据えた訪問活動で削減に結びつけます。

#### 2. 一般廃棄物排出量は、目標に対し削減率 38.7%

令和2年7月1日、福岡市による「古紙」のリサイクル推進及びレジ袋の有料化の影響が要因と思います。今まで一般廃棄物として出していた古紙の分別排出と再資源化を推進したことで一般廃棄物排出量減（再資源化として排出量増）となりました。事務所においては、「紙の使用ルール」により、申請書以外は裏紙使用、データPC保存を通してペーパーレス化継続、裏紙発生抑制の取組（印刷物の事前チェック、紙を使用しないメール、FAX情報伝達）を行っています。ま

た、消費行動においても SDGs を踏まえプラスチック製品の購入やレジ袋使用を控えた行動がとれています。  
次年度にむけて、一般廃棄物排出量の再設定（令和 4 年度実績へ）が必要と思います。

※「紙の使用ルール」を定めて保管書類の整理、紙使用量削減への取組みも 4 年目となりました。  
今期の結果は以下になります。

**【取組の結果】**

- ① コピー用紙 A4・A3 の購入量は、A4（61000 枚）A3（500 枚）。  
※前年 A4：80000 枚（23.75%減）A3：2000 枚（75%減）
- ② 外部向け以外は裏紙使用（過年度書類の利用等）継続。
- ③ 公的書類、重要書類は PC 保存の継続。
- ④ 再使用済み裏紙はリサイクル業者へ持参（継続）。

**3. グリーン購入の推進は、基準値 90%の購入に対し 93%で達成。**

過年度において、対象外品の購入を要因とした未達成年度もありました。  
事務所の運営にとって必要なものであれば対象品外品あっても購入になるため、  
購入にあたっては、代替品の有無、使用の類似等を確認したうえで検討をします。  
また、今後も継続してグリーン購入を推進していきます。

**4. 顧客サービスにおける環境配慮**

**講習会・EA21 提案 10 件に対し実績 5 件。目標に対し達成率 50%**

顧客の環境経営への取組サポート及びサービスの提供の具体策として過年度より実施。  
前年同様に目標未達でした。

顧客の環境経営への取組サポート・サービス提供として講習会・EA21 導入セミナー案内を  
項目に挙げて進めてきましたが、目標を実現するための具体的計画、全体としての取組みが  
欠けていたと思います。また、目標内容（提案）が、顧客の環境経営への取組サポート及び  
サービス提供と整合が取れているのか内容の見直しも必要と考えます。

## 4. 環境経営計画及びその取組結果と評価、次年度の取組内容

環境経営計画及びその取組結果と評価、次年度の取組内容は下記の通りです。

環境経営計画と取組内容	取組結果	実施状況	評価及び次年度の取組内容
<b>【二酸化炭素排出量の削減】</b> <b>①電気使用量の削減</b> 1. 空調の設定温度を徹底した 2. 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを実行した 3. PC・コピー機等のOA機器の省電力設定 4. 残業時の不必要な照明の消灯	1. 夏場（冷房 27℃）冬場（暖房 22℃）の遵守 2. 適応できた 3. 未使用時、帰社時に実施 4. 適応できた	○  ○ ○ ○	換気を伴う電気使用量 0.6%削減。 新環境経営目標初年度で、外部要因もあるなかでの削減評価。 日々のチェック活動継続していく。
<b>②車両の燃料使用量の削減</b> 1. エコドライブの実施 2. 公共交通機関の利用 3. 定期的点検と整備	1. エコドライブを心掛けた 2. 遠方及び近隣の外出時に利用した 3. 購入先での定期的点検を実施した	○ ○ ○	営業手段見直しによる 14.9%削減を評価。 次年度も営業の多様化を推進する。
<b>【廃棄物排出量の削減】</b> <b>①一般廃棄物排出量の削減</b> 1. 裏紙の利用 2. 文書の電子化に取り組む 3. 印刷ミスをなくす 4. 詰替え可能な製品の利用 5. 修理による製品の長期使用	1. 適応できた 2. 適応できた 3. 適応できた 4. 適応できた 5. 適応できた	○ ○ ○ ○ ○	リサイクル促進による一般廃棄物排出量の 38.7%削減を評価。 紙使用量減については次年度も継続する。
<b>②リサイクルの促進</b> 1. ペットボトルのリサイクル 2. 段ボール、雑誌のリサイクル 3. 公的書類のリサイクル 4. トナーカートリッジのリサイクル	1. 分別回収しリサイクル業者へ持参した 2. リサイクル業者へ持参した 3. シュレッダーにかけリサイクル業者へ持参した 4. 回収ルート日にリサイクル業者へ渡した	○ ○ ○ ○	シュレッダー、段ボール、ペットボトル等で 94 kgのリサイクル促進。次年度も継続する。
<b>【水使用量の削減】</b> 1. 日常的に節水励行 2. 節水ポスターを貼る	1. 節水に努めた 2. 蛇口付近に節水ポスターを貼った	○ ○	次年度も継続する
<b>【グリーン購入の推進】</b> 1. 再生品への転換を図る 2. 交換可能な製品の優先的購入	1. 商品カタログのグリーン商品リスト掲載品のマーク等を基準に購入した	○	次年度も継続する



<p><b>【顧客サービスにおける環境配慮】</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. EA21 導入サポートの具体的提案。</li> <li>2. 許認可含めた期限管理を行った</li> </ol>	<p>×</p> <p>○</p> <p>目標実現に向けた計画、全体としての取組に欠けていた。また目標内容が顧客の環境経営への取組サポート、サービス提供と整合性が取れているかは内容見直しも必要である。</p>
--------------------------------	--	--

## 5. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

当事務所の企業活動に係る環境関連法規制は次の通りです。

法令等の名称	該当条文	要求への取組	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第7条	廃棄物排出時の適正処理	遵守
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	第5条	対象廃棄物(社有車)の適正廃棄	遵守
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	第6条	対象廃棄物(冷蔵庫等)の適正廃棄	遵守
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)	第4条	対象廃棄物(ペットボトル)の適正廃棄	遵守
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラ新法)	第4条	プラスチック使用製品廃棄物等の分別排出、リサイクル促進	遵守
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	第5条	環境配慮型商品の購入選択	遵守
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	第7条	使用済小型電子機器等の適正廃棄	遵守

廃棄物処理法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法・プラ新法対象となる廃棄物の発生はありませんが、発生すれば夫々法令の処理方針に則り適正処理をいたします。なお廃棄物処理法に関しては、当事務所で排出する紙はリサイクル業者へ持参しています。その他は福岡市の処理方針に則り、適正処理をしています。また、ペットボトルは容器包装リサイクル法に則り分別保管しリサイクル業者へ持参しています。

以上より、運用期間において関連環境法規制等の遵守状況評価の結果、環境法規制の逸脱はありません。また、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

## 6. 代表者による全体評価と見直し・指示

### (1) 全体の評価

#### 1. 二酸化炭素排出量達成率 114.4% (削減率 12.5%)。

電気使用量達成率 101% (削減率 0.6%)。

燃料使用量達成率 117.6% (削減率 14.9%)

EA21 取組当初から事務所 CO2 排出量の 85%を占める燃料使用量削減は課題でした。

従来は訪問重視型効率営業で燃料削減を進めていましたが、①効率的移動による営業活動→①+②公共交通機関利用→①②+③メール・FAX・TEL 等を重視した営業手法への切替が燃料削減につながったと思います。訪問減少による顧客との関係性が希薄になることも考えましたが、こまめな連絡対応を欠かさなければ問題ないことが分かった点はプラス評価です。

取組から 10 年経過しました。基準値も現況に沿う形で設定しています。今後想定されることは、環境変化による気温上昇（低温化）、営業活動における手法の選択、県内県外の仕事量、走行距離等で電気・燃料とも増減を繰り返すと考えます。

次年度に向けては、増減にとらわれることなく業務の在り方・営業活動とのかかわりを通して EA21 の CO2 排出削減取組の評価を考えます。

#### 2. 一般廃棄物排出量達成率 161.3% (削減率 38.7%)。

福岡市のルールに基づき、事務所一般廃棄物から古紙の分別排出と再資源化への取組が要因です。

廃棄する際に減量・減容、リサイクル推進といった具体的活動の継続を評価します。

事務所においては紙の使用ルールに基づき、①申請書以外は裏紙使用 ②データ保存を通してのペーパーレス化の継続、③裏紙発生の抑制（印刷物の事前チェック、メール・FAXでの紙を使用しない情報伝達）に取組んでいます。

また、消費行動においても SDGs を踏まえ製品購入・レジ袋使用を控えた行動は継続されています。

次年度においては「一般廃棄物排出量削減及びリサイクル促進手順書」や活動計画項目への取組チェックから評価を考えます。

#### 3. グリーン購入達成率 93%

購入額の 90%を目標にしています。

今期達成は、必需品であり代替品のない対象外品の購入が少なかった点も要因としてあげられます。

必需品であり代替品がない場合は購入も必要になります。その際においては、代替品の有無、使用の類似等を検討したことでの結果を評価したいと考えます。

今後も重点的取組みとしてグリーン購入推進に努めます。

#### 4. 顧客サービスに向けた環境配慮 達成率 50%

前年同様に未達でした。顧客の環境経営への取組サポート及びサービスの提供の具体策として過年度より実施。目標を実現するための計画、全体として取組に欠けていたと思います。また、目標内容（提案）が、顧客の環境経営への取組サポート及びサービス提供と整合が取れているのか内容の見直しも必要と考え

ます。

以上を踏まえ、来期も下記の課題に取り組み環境経営に結びつけます。

顧客の許認可の期限管理・内容変更への対応・法改正へのフォロー・環境経営へのサポートに向けて、訪問・メール・電話・FAX・Zoom等を活用した細やかな顧客サービスへの取り組みを行います。

## (2) 見直し・指示

### 1. 環境経営方針

新ガイドラインによる環境経営方針を遵守します。

### 2. 環境経営目標

令和5年度目標値達成に向けて取り組みます。

### 3. 実施体制

チェックリストを用いた確認（毎日）作業により環境活動への取組を継続して行う。

### 4. 環境経営計画及び環境経営システム

従来通りミーティングにて EA21 実施状況の確認と点検を行い問題点等があれば適宜対応し環境活動計画に反映させ実施する体制をとります。また環境経営システムは、現体制を維持し内容・運用面において支障がある場合は、新ガイドラインに基づき見直しを行います。

令和5年3月10日

牛島総合事務所

代表 牛島 信吾